

平成 25 年 3 月 14 日
福祉部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を行う。

記

1 区内指定地域密着型サービス事業者

【認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護】

事業所名（仮称）	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日
第三育秀苑デイサービスセンター レインボー	練馬区土支田 1-31-5	社会福祉法人 育秀会	24 名	平成 25 年 5 月予定

2 区外指定地域密着型サービス事業者

事業所が所在する保険者との協議の結果、練馬区が利用を認めた被保険者に限る条件付きの指定を行う。

なお、区外事業所の利用については、利用者は練馬区に住民登録を置いたまま利用し、介護保険料は練馬区に納付する。区外事業所が提供した介護サービスに対する給付は、保険者である練馬区が支払う。

【認知症対応型共同生活介護】

事業所名	事業所所在地	申請者名	利用定員	指定年月日
グループホーム 万年青	秩父郡横瀬町大字 横瀬 6160 番地 3	有限会社 幹	2 名	平成 25 年 3 月 1 日